

ボランティア団体等と県との 協働の推進のための手引き (修正案)

※ この（修正案）は、平成22年4月に県がまとめた手引きを、事務局で修正したものです。修正箇所は、網掛けで表示しています。

<修正のポイント>

- 条例改正の内容の追加
- 時点修正「新しい公共」など現在は使われていない表現の修正
- 表現の整理、表現の統一

平成29年4月

神奈川県県民局くらし県民部
NPO協働推進課

(目次)

(はじめに)

I 条例の概要

1 条例制定の趣旨・しくみ

県民ニーズが複雑・多様化する中、さまざまな地域の課題の解決を図っていくためには、行政だけでなく、県民、ボランティア団体、企業など、地域で活動する多様な主体が協働して、課題を解決する協働型社会づくりが求められています。

こうした中、先駆性や専門性、行動力といった特性を持つボランティア団体等は、地域の課題の解決に重要な役割を果たしており、本県では、そうしたボランティア団体等と協働して事業を実施することで、行政だけでは得られない、大きな成果を挙げてきました。

こうした実績を踏まえ、多様な主体を結びつけるネットワークを持つボランティア団体等との協働の推進を図ることが、協働型社会づくりに向けて最も効果的であると考え、平成 22 年 3 月、「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

そして、平成 27 年度に条例施行 5 年経過後の見直しを行い、平成 29 年にボランティア団体等の定義を拡大する条例改正をしました。

この条例により、ボランティア団体等と県との協働が進み、ボランティア団体等や企業、大学など多様な主体が協働して、課題を解決する取組みが進んでいくものと考えています。

■ 特徴 1：ボランティア団体等と県との協働に焦点

この条例は、多様な主体が協働して地域の課題を解決する協働型社会の構築に資する「ボランティア団体等と県との協働」に焦点を当てたものです。これまでの本県の取組みの実績から、「ボランティア団体等と県との協働」は地域の課題の解決に重要な役割を果たしており、今後もますますその重要性が見込まれます。

■ 特徴 2：協働事業に関する協定の締結等のルール化

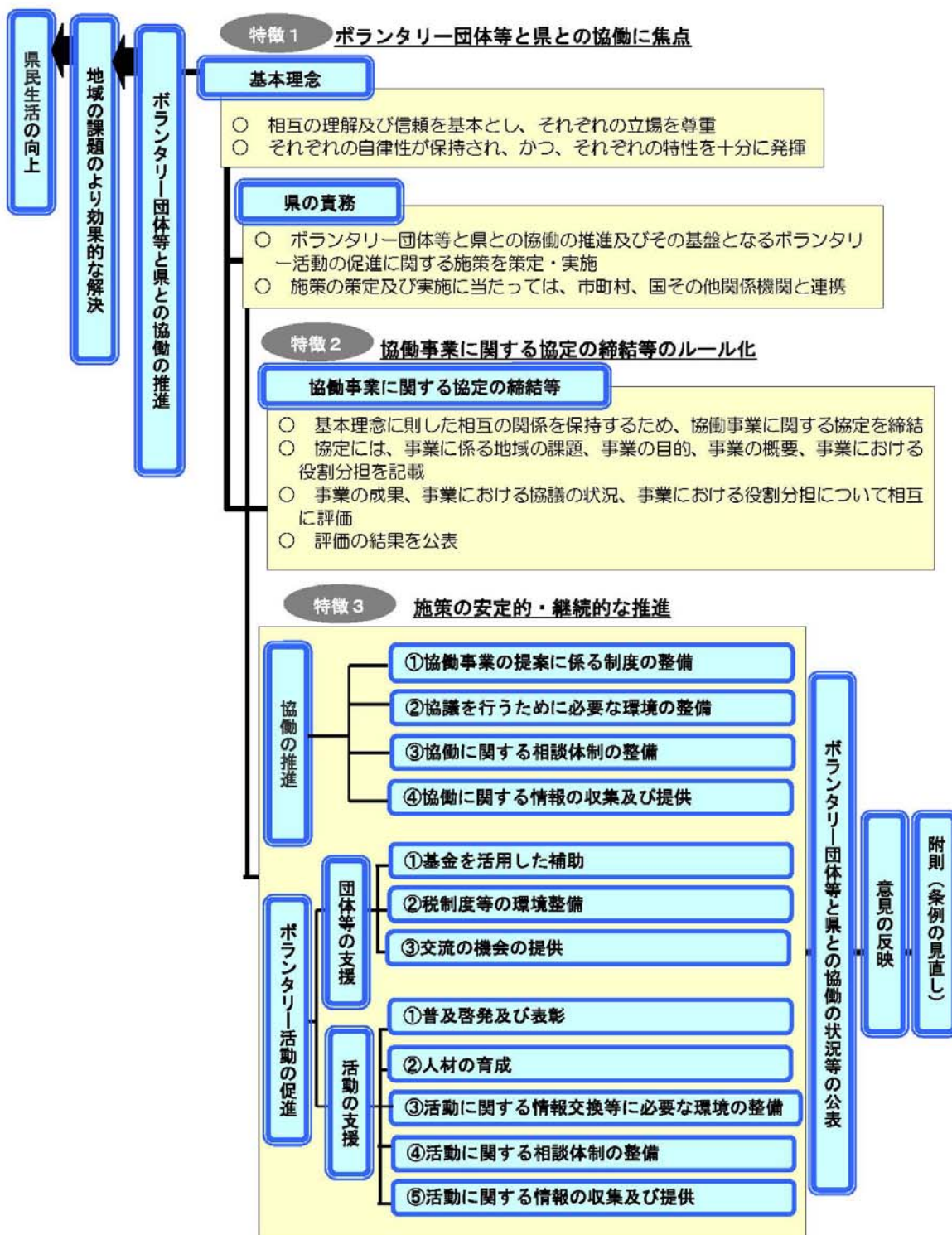
ボランティア団体等と県が企画立案及び実施の各段階における対等な立場での協議に関する合意など、一定の要件を満たした協働事業を実施するに当たっては、互いが自律し対等な立場で事業を行い、大きな相乗効果を生み出すことができるよう、役割分担等を明確にした「協定の締結」等のルールをボランティア団体等と県双方に義務づけました。

■ 特徴 3：施策の安定的・継続的な推進

条例では、「かながわボランティア活動推進基金 21 協働事業負担金」をはじめ、本県がこれまで先進的に取り組んできたボランティア団体等との協働に関する施策と、その基盤となるボランティア活動の促進に関する施策を位置づけ、安定的・継続的な推進を図ります。

(Q1「新しい公共」とは、を削除)

● 条例のしくみ ●



Ⅱ 総則

1 ボランティア団体等とは？

条例では、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の民間の自主的な活動を「ボランティア活動（※）」としています。

「ボランティア活動」を行う非営利の民間の主体は数多くありますが、条例ではその中から、ボランティア活動に取り組む特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）、法人格を持たない団体及び個人を「ボランティア団体等」としてきました。

平成 29 年の条例改正で、上記に加え、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人を「ボランティア団体等」の対象に加えることとしました。これは、NPO法人等と同様のボランティア活動を行うこれらの法人が増加してきたことによるものです。

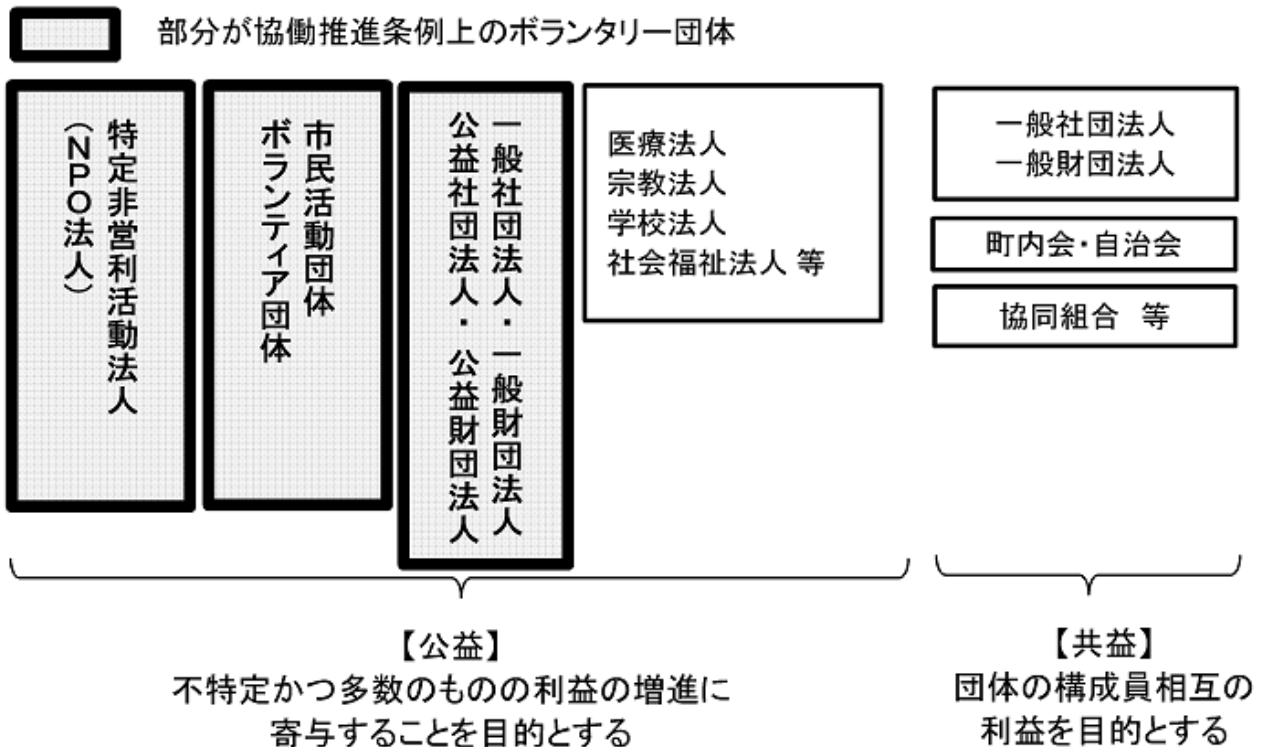
「不特定かつ多数のものの利益」とは、いわゆる「公益」と同義で、「社会全般の利益」を指すものであり、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする」とは、受益者があらかじめ特定されていないことを意味します。

「非営利」とは、活動によって得た利益や資産を構成員（社員・役員等）で分配しないということです。団体の活動で収益があった場合には、事業費や人件費、交通費などの必要経費に充てます。「非営利」とは、無償でサービス等を行わなければならないという意味ではありません。

※ 条例例第 2 条では、次のいずれにも該当しないものとしています。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

非営利団体（NPO）に含まれる団体の種類



Q & A

Q 1 「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする」事業に該当しないのはどのような事業でしょうか？

A 1 「私益」（特定の個人や団体自身のための利益）や、「共益」（団体の構成員相互の利益）を目的とする事業は、対象になりません。例えば、同窓会や同好会などの共益的な活動や、「〇〇さんを救うための事業」などの特定された個人のみを対象とした活動は、この要件には該当しないこととなります。ただし、実際の受益者が、事柄の性質上限定されたり、結果として少数であったりしても、事業の目的が「社会全体の利益」と考えられる場合には、この要件を満たすと考えられます。

Q 2 「非営利団体」は、人件費は無償なのではありませんか？

A 2 ボランティア団体等に事業を依頼する場合に「ボランティアだから人件費は必要ないだろう」、「安上がりになるだろう」という考えは誤解で、ボランティア団体等においても安定した事業運営を組織として行う上で、無償のボランティアだけでなく有給スタッフ等が必要となる場合があります。ボランティア団体等に求められるのは非営利性であって、無償性ではありません。

Q 3 ボランティアとボランティアの違いは何ですか？

A 3 条例では「非営利性」に基づく行為を意味する「ボランティア」を用いています。これに対し「ボランティア」は、個人を指し、「無償性」という印象で使われることが多くみられます。

市民が行う公益的な活動については、「ボランティア活動」、「市民活動」、「民間非営利活動」、「社会貢献活動」など様々な用語が用いられています。これらの用語には統一的な定義はなく、使用される場面によりそれぞれに定義されて用いられています。

Q 4 NPO法人は全て公益的な活動をしているのですか。

A 4 特定非営利活動を行う団体が比較的簡便に法人を設立することができる制度として、平成10年に「特定非営利活動促進法」が制定されました。

特定非営利活動法人として法人格が取得できる団体とは、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」とする団体であって、営利を目的としないものである必要があります。特定非営利活動とは、特定非営利活動促進法第2条別表に掲げられた19の活動をいいます。

Q 5 一般社団法人や一般財団法人は全て公益的な活動をしているのですか。

A 5 一般社団法人、一般財団法人は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成20年12月施行）」により設立された法人で、行うことができる事業に制限はありません。公益事業だけでなく、サークルなど非公益かつ非営利の事業、更には収益事業を行なうことができます。

平成20年以降、ボランティア活動を行う一般法人が見られるようになってきたため、平成28年に一般法人、公益法人を加える条例改正をしました。

なお、一般法人は、非営利性は確保することとされており、余剰金や残余財産を社員や設立者に分配することはできません。また、一般社団法人は、社員が2人集まることにより、一般財団法人は設立者が300万円以上の財産を拠出することにより、設立の登記により成立する法人です。このため、行政庁が一般社団法人及び一般財団法人の業務・運営全般について一律に監督することはありません。

また、公益社団法人、公益財団法人は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく行政庁の認定を受けた一般社団法人、一般財団法人です。

Q 6 自治会のような共益目的で設立された団体が、受益者を特定しない活動を行う場合はどう考えるのでしょうか？

A 6 自治会のような共益目的で設立された団体が、任意団体であり、受益者を特定せず、ボランティア活動を行う場合には、「ボランティア団体等」に該当します。

Q 7 外郭団体のような活動はどう考えるのでしょうか？

A 7 外郭団体のように、県と連絡を保ち、その活動や事業を助けるための団体の活動は、「自主的」とはいえないので、該当しません。

Q 8 平成 20 年 12 月の公益法人制度改革により新たに創設された一般社団法人等は「ボランティア団体」に該当するのでしょうか？

A 8 一般社団法人等は非営利法人で、近年、ボランティア活動を行う一般社団法人等が見られるようになったことから、平成 29 年の条例改正で「ボランティア団体等」に一般社団法人等を加えました。

Q 9 「ボランティア団体等」の「等」とは何でしょうか？

A 9 「ボランティア団体等」の「等」は、ボランティア活動を行う個人を指しています。

Q 10 なぜ、協働の相手方を個人まで含め、幅広く捉えているのでしょうか？

A 10 協働の相手方としては、一般的には、組織性のある団体や法人格のある N P O 法人の方が、相手方の主体や責任の所在が明確であり、事業を円滑に行いやすいといえます。

しかし、解決すべき課題の緊急性等によっては、組織化には至っておらず、個人や個人の集まり（グループ）が、自主性に基づき、一人ひとりの発意、情熱、使命感等で、きわめて先駆的にその課題に取り組んでいることもあります。そして、県としても、そのような個人やグループと協力して課題解決に取り組むことが必要な場合もあると考えられます。

また、県が県民に広くボランティアを呼びかけ、組織化されていない個人の集まりと協働することもあります。そして、参加したボランティアが次第に自主的に組織化を進めたり、参加者有志によるボランティア団体が設立されたりして、組織に発展していくこともあります。

このように、課題の性質や県の取組み方によっては、組織性よりも、活動する個人の主体性・自主性に重点を置いて協働する必要があることも考え、条例では、協働の相手方として、団体だけではなく個人まで含め、できる限り幅広く捉えることとしているものです。

Q 11 (確認中) 県職員が N P O 法人の役員や社員になってもよいのでしょうか？

A 11 地方公務員法では、職員の職務に関し、信用失墜行為の禁止（第 33 条）、職務に専念する義務（第 35 条）、営利企業等への従事制限（第 38 条）などを定めています。

同法第 38 条では、営利企業等への従事制限として、①営利を目的とする会社の役員などに就任すること、②営利を目的とする私企業を営むこと、③報酬を得て他の事務、事業に従事すること、の 3 つの行為を禁止しており、これらの行為を行う場合は任命権者の許可が必要とされています。

N P O 法人は、営利を目的とする団体ではなく、無報酬の場合には、営利企業等従事許可の対象にも該当しないので、県職員が役員や社員になることは可能ですが、前述の地方公務員法の趣旨に十分留意することが必要です。

Q 12 県職員が役員になっている N P O 法人と県が協働してもよいのでしょうか？

A 12 県職員が属する地方公共団体と請負関係にある法人の役員に、職員が従事することを制限することを規定する法律はなく、職員が役員を務める N P O と協働すること自体は、法に抵触しません。

ただし、具体的な制限はなくとも、職員は職務の公正を確保するため、職務の遂行に当たって常に中立かつ公正でなければならないとされていることから（地方公務員法第 30 条）、普通地方公共団体の職員が役員に就任している N P O が、当該地方公共団体と委託契約等を結ぶ際には、中立・公正を疑われることのないよう、十分な配慮が必要です。

Ⅱ 総則

2 ボランティア団体等の特性とは

ボランティア団体等との協働に取り組むためには、その特性を理解する必要があります。

ボランティア団体等は、自主的にボランティア活動を行っています。自主性は、ボランティア団体等の基本的な性格といえます。この自主性という最も基本的な性格を背景として発揮される、より具体的な特性として、「先駆性」「専門性」「行動力」が挙げられます。

■ ボランティア団体等の先駆性とは

様々な目的や課題認識を持った県民が、自らの考えで自主的に取り組むため、制度的な対応が困難な新しい社会的課題や少数者のニーズ等に独自の視点から先駆的に対応したり、対応等について提案したりすることができます。

■ ボランティア団体等の専門性とは

自主的な活動が継続的に行われることにより、実践的な知識が蓄積され、地域の状況を踏まえた専門的な取組みが可能になります。また、専門性のある様々な人材が活動の目的に賛同して参加し、自らの専門性を活動に活かして貢献することもあります。ボランティア団体等は、生活者の視点に立った地域のニーズの把握、実践的な知識、専門家や他のボランティア団体等や企業とのネットワークなど、行政や企業、研究者等とは異なる独自の専門性を有しています。

■ ボランティア団体等の行動力とは

地域で問題を抱える人々や地域の課題等に対して生活者として共感し、その立場や考え方などを共有しながら、行政に求められる公平性や企業に求められる営利性にとらわれずに、自らの主体的判断により、行動することができます。

Q & A

Q13 すべてのボランティア団体等が、先駆性、専門性、行動力を同じように持っているのでしょうか？

A13 先駆性、専門性、行動力はボランティア団体等の一般的な特性を述べたものであり、すべてのボランティア団体等がこうした特性を同じように持っているのではなく、ボランティア団体等によってその度合いは様々です。また、一部にはボランティア団体を隠れ蓑にして社会的な問題を起こす団体等もあることに留意する必要があります。

ボランティア団体等との協働に当たっては、生活者の視点に立った先駆的で実践的な取組みを行っているかなど、ボランティア団体等としての特性をしっかりと有したボランティア団体等を相手方とするとともに、ボランティア団体等としての特性が十分に生かされるよう工夫する必要があります。

また、行政には行政としての先駆性、専門性、行動力が必要なことは当然であり、ボランティア団体等の先駆性等の特性を理解し、その特性を生かして協働することは、行政課題について先駆的に検討することなどについて、ボランティア団体等に委ねてしまうという趣旨ではありません。

Q14 ボランティア団体等と比較した行政の特性は何でしょうか？

A14 ボランティア団体等は前述のように、先駆性、専門性、行動力といった特性を有しており、多様なニーズに、柔軟かつ迅速に対応することが可能です。しかし、ボランティア団体等のサービスや活動は、平等性に欠けたり、狭い地域に限定されたりする場合があります。

一方、行政には、平等性、公平性、継続性等の特性があり、しっかりした組織、財政基盤の下、広範な住民に継続して均質的なサービスを提供できますが、住民の多様なニーズにきめ細かく対応することには不得手な面があります。

県が、ボランティア団体等と協働する際には、こうした特性を踏まえ、事業の内容に応じて、地域の課題解決のため、積極的な役割を果たすことが必要です。

なお、営利を目的とする企業は、自発性、機敏性、先駆性等の特性を持ち、市場原理に基づき、消費者の多様なニーズに迅速に対応することができますが、利益の確保が組織の目的であることから、採算の取れないサービス分野に参入することは困難という面があります。

II 総則

3 ボランティア団体等と県との協働とは？

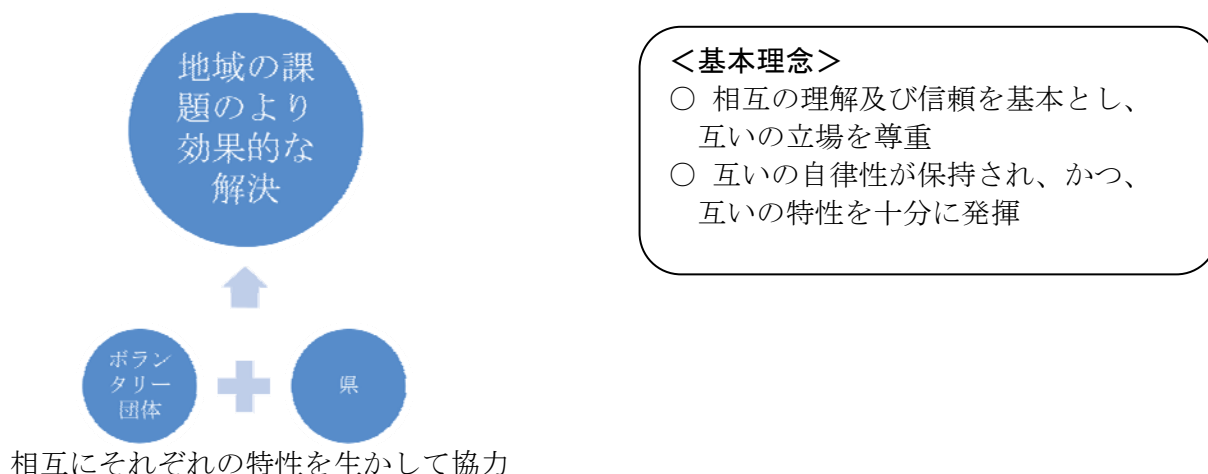
条例では、ボランティア団体等及び県が相互にそれぞれの特性を生かして、地域の課題の解決を図るために協力することを「ボランティア団体等と県との協働」としています。

協働の最も大切な意義は、ボランティア団体等と県が協力して互いの特性や資源を適切に組み合わせ、強みを生かしあうことにより、相乗効果を生み出し、ボランティア団体等と県が別々に取り組むよりも、多様な県民ニーズに対し、よりの確かつ柔軟に対応し、受益者である県民の生活の向上に寄与することです。

協働では、とすれば、ボランティア団体等と県との間のよりよい協力関係をいかに構築するかという点に目を奪われがちです。しかし、ボランティア団体等と県が互いの持つ資源をどのように組み合わせれば相乗効果が上がり、地域の課題を解決して、受益者である県民にとってより大きなメリットもたらしうことができるかということを中心に念頭において、協働に取り組む必要があります。

そこで、条例では、目的に「地域の課題のより効果的な解決」「県民生活の向上」を定めた上で、基本理念に、ボランティア団体等と県との協働は、相互の理解及び信頼を基本とし、互いの立場が尊重されることを旨として行われなければならないこと、互いの自律性が保持され、かつ、それぞれの特性が十分に発揮されることを旨として行われなければならないことを定めています。

● ボランティア団体等と県との協働 ●



Q & A

Q15 「相乗効果」とは何ですか？

A15 「相乗効果」とは、一般に「二つ以上の要因が同時に働いて、個々の要因がもたらす以上の結果を生じること。」（「大辞泉」）ことです。ここでは、「ボランティア団体等」と「県」という二つの要因、あるいは、ボランティア団体等や県の関係所属が複数である場合は三つ以上の要因を効果的に組み合わせ、「ボランティア団体等」と「県」という個々の要因がもたらす以上の結果を生じさせることを指しています。

Q16 相互の理解の促進のために必要なことは何ですか？

A16 ボランティア団体等と県は考え方や意思決定の方法、仕事の進め方など、いわゆる文化が異なります。したがって、目的等を共有し、合意された役割分担に基づいて協働に取り組もうとしても、ボランティア団体等と県の文化の違いを相互に十分理解しないと、事業は円滑に進

みません。

そこで、県は、ボランティア団体等の活動の目的や組織等を積極的に理解するよう努めるとともに、県の制度や組織等に関する情報を県民の視点に立った言葉で分かりやすくボランティア団体等に提供し、県に対するボランティア団体等の理解を促す必要があります。

Q17 補助事業や委託事業は、条例でいう協働に該当するのでしょうか？

A17 協働は、関係性をいうものであり、様々な実施形態（負担事業、共催、実行委員会・協議会等、補助事業、委託事業、協力事業など）が存在するため、補助事業や委託事業の形態をとることもあります。

ただし、支援のみを目的とした補助事業や県の定型的な業務の実施を委ねるだけの委託事業等のように、一方向の事業は、「相互にそれぞれの特性を生かして」「協力している」とは**いえないので**、条例でいう「協働」には該当しません。

Q18 指定管理者がボランティア団体等だった場合、指定管理者と県との関係は、条例でいう協働に該当するのでしょうか？

A18 「指定管理者」は、行政処分的一种である「指定」により、公の施設の管理に関する権限を「委任」して代行させるものであり、いわば県に成り代わった存在となるものです。従って、「指定管理者」がボランティア団体等であっても、「指定管理者」と「県」との関係は、条例でいう「協働」には該当しません。

Q19 ボランティア団体等と県との協働になじむ取組みとは、どのようなものなのでしょうか？

A19 ボランティア団体等と県との協働になじむ取組みとは、ボランティア団体等と県とが**単独**で取り組むよりも、互いの良さを生かしながら、**互いが得意とするところを効率的・効果的に組み合わせることにより**、一緒に取り組んだ方がよりよい結果を生むことが期待される取組みです。

なお、ボランティア団体等と県の関係には、「協働」のほかに「支援」**もあり**、「協働」だけが、ボランティア団体等と地域の課題解決を図る手段ではありません。**様々な地域の課題の中には、先駆性、専門性、行動力を生かして地域の課題の解決に当たっているボランティア団体等の活動に対し支援を行い、その自主的な活動を促進する方が、より良い解決が図られるものもあると考えられます。**

4 市町村等との連携

県民の生活の向上に向けて、ボランティア団体等と県との協働により地域の課題をより効果的に解決していくため、条例では、施策の策定及び実施に当たっては、市町村、国その他関係機関との連携に努めることを定めています。

市町村との連携のための体制として、平成22年の条例制定を契機に、県・市町村それぞれのボランティア活動促進施策が相乗効果を生むよう、施策の協調、連携の強化を図るため、県及び市町村で構成する「県・市町村ボランティア活動施策推進会議」を設置し、施策の検討や推進について意見交換を行っています。

また、県及び市町村の設置するボランティア活動支援施設が互いに連携し、情報を共有するとともに、共通の課題を把握するため、ボランティア活動支援施設の職員で構成する「ボランティア活動支援施設ネットワーク会議」を設置しています。

Ⅲ 協働事業に関するルール

1 協働事業の定義・協定の締結等の意義

協働事業とは、ボランティア団体等と県との協働による事業であって、地域の課題に対する共通の認識の下に、企画立案及び実施の各段階において対等な立場で協議することを合意したものであり、条例では、協働事業について、協定の締結等を義務付けています。

本県では、これまで、ボランティア団体等への支援や、ボランティア団体等と県との協働事業に積極的に取り組んできました。

しかしながら、ボランティア団体等の多くは資金や人材の面で課題を抱えており、また、県の側には、ボランティア団体等を対等な協働の相手方とみる認識が十分でないケースもあるため、協働を推進する取組みを強化していく必要があります。

そこで、条例では、ボランティア団体等と県が協働事業を実施するに当たっては、自律した対等な関係を保ち、大きな相乗効果を生み出すことができるよう、①役割分担等を明確にした協定を締結した上で、②事業の成果等を相互に評価し、③公表するというルールを双方の努力義務として定めることで、対等性を担保し、透明性を高めることとしました。

このルールは、互いの立場を尊重した協議を求める根拠となるものであり、両者の誠実な協議が深まることが期待できます。

● 協働事業に関する努力義務の内容 ●

<条例第5条>

- 協定の締結……………協働事業に係る地域の課題、協働事業の目的、協働事業の概要、協働事業における役割分担を記載
- 相互評価……………協働事業の成果、協働事業における協議の状況、協働事業における役割分担を相互に評価
- 相互評価の結果の公表…遅滞なく公表

Q & A

(Q19 幅広い協働 削除)

Q20 「地域の課題に対する共通の認識」は、当然のことではないでしょうか？なぜ、わざわざ規定しているのでしょうか？

A20 ボランティア団体等は、幅広い分野で、多様な理念や使命に基づいて活動しており、ボランティア団体等の課題認識が県の課題認識と完全に一致するとは限りません。ボランティア団体等と県が一致できる課題認識を互いに確認し、共有することにより、各々が相互に協力して課題解決に取り組む意思が明確となり、継続して協力する基盤となります。

Q21 「対等な立場」での協議とは、どのようなものでしょうか？

A21 「対等な立場」での協議とは、互いの意見を対等に扱い、互いの意見を事業に反映できる機会のあるものです。県は、ボランティア団体等が対等な主体であることを認識し、その自主性を尊重することが重要です。なお、必ずしも正式な会議である必要はなく、打ち合わせなども含みます。

ボランティア団体等と県が、互いの特性を十分に発揮し、協働による相乗効果を得るには、企画立案、実施等の各段階で、できる限り、両者が対等に協議する機会を設けることが大切です。また、双方が互いに情報を公開し、情報を共有することが重要です。（関連：◎ ページ

「事業を始めるに当たっての協議・協定の締結」、◎ ページ「事業実施における協議・情報提供等」)

Q22 ボランティア団体等と県との二者で実施していた協働事業に、企業等その他の主体が加わった形に発展した場合でも、協定の締結等は必要なのでしょうか？

A22 協定の締結や相互評価、相互評価の結果の公表をはじめとする協働事業に関するルールは、互いが自律した対等な関係を保ち、大きな相乗効果を生み出すためのルールであり、事業の効果を高めるためには、ボランティア団体等と県との二者関係に他の主体が加わった場合でもできる限り行うことが望ましいと考えます。

(Q23 「コンパクト」削除)

2 協働事業の主な流れ

協働事業の主な流れです。詳しくは各項目のページを参照してください。

1 企画立案

- (1) 協働事業の提案（詳しくは◎ ページ参照）
 - ＜ボランティア団体等からの提案＞
 - 所管局等において提案を受け止め、対応を検討
 - 複数の局等に関わる提案の場合等は、関係局等が連携して対応
 - ＜県からの提案＞
 - できる限り骨格に留めた内容で提案
(ボランティア団体等の自主性の確保、先駆性・専門性の活用)
- (2) 相手方となるボランティア団体等や事業の選考（詳しくは◎ ページ参照）
 - 公募等により、公平性・公正性を確保
 - 応募状況や選考結果に関する情報提供等により、透明性を確保

2 実施

- (1) 事業を始めるに当たっての協議・協定の締結（詳しくは◎ ページ参照）
 - 課題認識、事業の目的や役割分担等、時限等を確認
 - 地域の課題や事業の目的、概要、役割分担等を記載した協定を締結
- (2) 事業実施における協議・情報提供等（詳しくは◎ ページ参照）
 - 協議の場を適時設定し、事業の進行管理等を実施
 - 協働事業に関する情報提供等により、透明性を確保

3 評価

- (1) 相互評価・評価の結果の公表（詳しくは◎ ページ参照）
 - 事業の成果、協議の状況、役割分担等を相互評価
 - 評価の結果を遅滞なく公表
 - 第三者からの意見を聴く機会を設定

3 協働事業の提案

協働事業の提案には、ボランティア団体等から提案する場合と、県から提案する場合があります。

■ ボランティア団体等からの提案

ボランティア団体等からの提案は、県民の視点に立った県政を進めていくため、課題解決への貴重なきっかけとして受け止めて真摯に対応することが重要です。

協働事業は各局等で主体的に進めていく取組みであり、ボランティア団体等から県に対して提案があった場合、所管局等において提案を受け止め、対応を検討する必要があります。

そして、必要に応じて、提案したボランティア団体等との情報交換・意見交換や県としての課題分析等を行い、協働事業として取り組む必要があると判断される場合は、その事業化を進めることとなります。

ボランティア団体等の提案は、県の複数の局等に関わる場合や、先駆的な提案で所管局等が明確でない場合もあります。このような場合には、まずは話し合いの場につくなど、関係局等が連携して対応することが必要です。

■ 県からの提案

県から提案する場合には、ボランティア団体等の自主性を確保するとともに、先駆性、専門性が生かされるよう、提案内容はできる限り骨格に留めます。

地域の課題は複雑・多様化しており、複数の局等による取組みが新たな解決につながる可能性があります。県民の視点に立って、提案の段階から、複数の局等が連携することを検討する必要があります。

Q & A

Q23 ボランティア団体等からの提案はすべて受け入れ、協働しなければならないのでしょうか？

A23 ボランティア団体等からの提案をすべて受け入れ、協働事業に結びつけなければならないということはありません。ボランティア団体等からの提案を県の協働事業として取り組む必要性についてしっかり検討し、県として取捨選択していく必要があります。

しかしながら、行政の論理や思考回路だけで「協働になじまない」「ボランティア団体等の特性を生かせる事業ではない」「引き続き県が単独で担うべき事業である」などと判断したのでは、県民の立場に立ったボランティア団体等からの提案が生かされません。

まずは話し合いの場につくなど、ボランティア団体等からの提案を真摯に受け止めることは、県の仕事の進め方を県民の視点に立って見直していくための職員としての大切な心構えであると考えられます。そして、ボランティア団体等からの提案をきっかけとして始まる一つひとつの過程を大切にして、ボランティア団体等とのよりよい関係づくりをしていくことが、ボランティア団体等と県との相互理解を深めることとなります。

Q24 ボランティア団体等からの提案については、局等で対応しなくても、「かながわボランティア活動推進基金 21」の協働事業負担金を紹介し、それに応募してもらえばよいのでしょうか？

A24 ボランティア団体等からの提案が所管局等の施策の方向性と一致している場合は、原則と

して、「かながわボランティア活動推進基金21」は紹介せず、必要に応じ、所管局等の予算による事業化を検討することとなります。

「かながわボランティア活動推進基金21」は、ボランティア活動の推進を目的として設置された基金であり、この基金により実施される協働事業負担金の事業は、ボランティア団体等と県との協働事業のうち、「県としてすぐには本格的な実施はできないが、地域社会にとって必要な公益事業」「今後の行政の取組みにインパクトを与えることが期待できる事業」などを想定しています。ボランティア団体等の提案がこうした事業である場合は、「かながわボランティア活動推進基金21」の協働事業負担金を紹介することも考えられます。

Q25 ボランティア団体等からの提案が事業化されなかった場合は、ボランティア団体等からの提案やそこに盛り込まれたアイデアを県が活用したり公表したりしてもよいのでしょうか？

A25 事業化されなかった提案については、提案したボランティア団体等の「提案権」を尊重する観点から、県が勝手に別の場面で活用したり、一般に公表したりしてはならないと考えられます。県として活用を図ったり公表したりしようとする場合は、提案したボランティア団体等との協議を行い、同意を得ておくことが必要です。

4 相手方となるボランティア団体等や事業の選考

県が、協働事業の相手方となるボランティア団体等や、ボランティア団体等から提案された事業を選ぶに当たっては、公平な競争条件や客観的な基準により、公平性、公正性を確保することが必要です。

ボランティア団体等の規模、人材、組織基盤、マネジメントの状況などは様々であり、その事業遂行能力も一様ではありません。したがって、優れた提案であっても、協働事業の実施主体としての事業遂行能力を的確に把握するよう留意する必要があります。

さらに、各所属においても、それぞれ、透明性を確保するため、応募状況や選考結果に関する情報をホームページで県民に提供する等の対応が必要です。

■ 公募

公募する場合は、ボランティア団体等の自主性、先駆性、専門性が生かされるよう、県からの提案内容は協働事業の構想や概要などできる限り骨格に留めた提示とし、応募するボランティア団体等が具体的な事業計画を提案できるようにします。また応募期間を確保し、説明会を開催するなど、できる限り広く周知することが大切です。

■ 選考委員会等による選考

公正性の確保等の観点から、選考委員会等により選考する場合は、県職員以外の委員をメンバーに含めることや、公開することについて検討することが必要です。可能であれば、既存の審議会等を活用することも考えられます。選考方法は、書面審査のほか、必要に応じ、プレゼンテーションによる公開審査についても検討することが必要です。

■ 選考結果の公表

協働事業を充実させていくための仕組みとして、協働事業の相手方等について、NPO協働推進課で全庁調査し、公表しています。

Q & A

(Q27 財務規則のルール)

Q26 公平性・公正性の確保は、県庁全体の事務執行において当然のことではないでしょうか？

なぜ、わざわざ、協働事業の相手方となるボランティア団体等や事業を選ぶに当たっての公平性・公正性の確保について手引きに記載しているのでしょうか？

A26 ボランティア団体等は、それぞれの価値観や課題認識に基づいて自主的に活動しており、公平性や公正性よりも個別性や柔軟性に重きを置いています。協働事業は、ボランティア団体等の特性を生かすことで効果が見込まれる事業手法であり、県行政が実現すべき公平性・公正性の確保とボランティア団体等の特性の発揮をうまく両立させるため、選考過程等において、公平性や公正性の確保のための検討や工夫が必要となることから、この手引きに、公平性・公正性の確保の必要性について記載したものです。

なお、協働事業の相手方となるボランティア団体等や事業の選考方法や選考した理由等については、公募によらない場合も含め、公表することとしています。また、ボランティア団体等との協働事業であっても、当然、財務規則等のルールによる必要があります。

Q27 ボランティア団体等から提案があった場合で事業化する場合は、提案したボランティア団体等を相手方として協働事業を実施するのでしょうか？

A27 提案内容がそのボランティア団体等の固有のアイデアやノウハウに基づくものである場合は、提案したボランティア団体等の「提案権」を尊重する観点からは、提案したボランティア団体等を協働の相手方として事業化を進めることが望ましいと**考えられます**。

しかし、その事業を実施することができるボランティア団体等が他に存在しないか、同様の活動を行うボランティア団体等のネットワーク化を図りながら、そのネットワークとの協働により事業を進めることはできないかなども、あわせて検討する必要があります。また、その事業を実施できるボランティア団体等が他にも存在する場合は、改めて県からの提案による公募を行うことも検討する必要があります。

こうした検討結果を踏まえ、提案したボランティア団体等との協議を行い、そのボランティア団体等の理解を得ながら、相手方を決定する必要があります。（関連：◎ページ Q◎）

Q28 協働事業を継続する場合であっても、相手方となるボランティア団体等を改めて選ぶことが必要なのでしょうか？

A28 協働事業を継続する場合であっても、協働の相手方となるボランティア団体等や実施方法については見直しを行うことが必要です。

Q29 事業遂行能力は、NPO法人の方が法人格を持たない団体よりも高いのでしょうか？

A29 NPO法人は法人格を持たない団体と異なり、法律上の権利義務の主体となることができるため、協働事業において協定を締結する場合等をはじめとして、県にとって相手方が明確となるメリットがあります。

しかし、NPO法人は、NPOのうち特に優れた活動を行う団体として認められたものではないことに注意する必要があります。NPO法人設立の認証は、所轄庁の書面審査により、**特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）に定められた認証の基準に適合していると認められるときに認証されるもので、認証は法人の事務遂行能力を保障するものではありません。**

このことから、協働に当たっては、法人格の有無とは別に、活動内容や組織基盤の実体をしっかり見極める必要があります。

Q30 ボランティア団体等と関係を持つ人物を選考委員会等に加えても構わないでしょうか？

A30 関係するボランティア団体等から提案がある場合は、当該構成員はその案件の選考に加わらないこととする等、県民に不公正であるとの誤解を与えないような配慮が必要です。

Q11**確認中**(再掲) 県職員が役員になっているNPO法人と県が協働してもよいのでしょうか？

A11(再掲) 県職員が属する地方公共団体と請負関係にある法人の役員に、職員が従事することを制限することを規定する法律はなく、職員が役員を務めるNPOと協働すること自体は、法に抵触しません。

ただし、具体的な制限はなくとも、職員は職務の公正を確保するため、職務の遂行に当たって常に中立かつ公正でなければならないとされていることから（地方公務員法第30条）、普通地方公共団体の職員が役員に就任しているNPOが、当該地方公共団体と委託契約等を結ぶ際には、中立・公正を疑われることのないよう、十分な配慮が必要です。（関連：5ページ Q10）

5 事業を始めるにあたっての協議・協定の締結

協働事業を始めるにあたっては、課題認識、事業の目的や役割分担等を相互に確認するとともに、具体的な実施方法を検討するため、ボランティア団体等と対等な立場で十分に協議を行う必要があります。

この際、特定のボランティア団体等と県が相互に依存する関係に陥らないよう、予め実施期間を定めるなど、時限を設定し、互いに確認することが必要です。あわせて、県の予算が単年度主義であることについても十分理解を得ておく必要があります。

また、協働事業においてボランティア団体等に県の公金を支出する場合は、ボランティア団体等の自主性を尊重しながらも、県から提供される資金は公金であるとの認識と責任ある執行を促すとともに、協働事業の過程で知り得た個人情報等の守秘義務を果たすことなど、各種法令等の遵守を求める必要があります。

次に、こうした協議を踏まえ、協定を締結します。

条例では、協定に、地域の課題や事業の目的、概要、役割分担を記載することとしています。責任分担、費用の分担、成果物の帰属等についても、ボランティア団体等と確認しながら、必要に応じ記載することが考えられます。

このように協定として書面にすることにより、トラブルを防止するとともに、自律した対等な関係を保ちながら、明確な責任体制により協働事業を進めることができます。

Q & A

Q31 協定とは、どのようなもののでしょうか？協定という名称でなければいけないのでしょうか？

A31 協定とは地域の課題、事業の目的、概要、役割分担等を記載した文書（書面）です。協定という名称である必要はなく、例えば契約書や規約の中に盛り込んでいるものを含みます。

また、1つの文書である必要はなく、例えば、事業目的と役割分担が別文書に記載されている場合も含みます。

Q32 成果物の帰属について、ボランティア団体等と協議する必要があるのでしょうか？

A32 調査・研究等の事業の成果は、ボランティア団体等のその後の活動に不可欠な場合もあります。成果物の帰属については、協定の締結に先だって、ボランティア団体等と十分に話し合い、理解を共通にしておくことが必要です。

(Q35 概算払い 削除)

Q33 事業の実施にあたって、協定記載事項のほかにボランティア団体等と確認した方がよい事項があるのでしょうか？

A33 必要に応じ、より具体的な目標、スケジュール、経費などを整理した計画等を確認・整理すること**が**考えられます。

6 事業実施における協議・情報提供等

協働事業の開始後、事業を円滑に進めるためには、当初合意した役割分担等により事業を進めながら、両者による協議の場を適時設定し、対等な立場で事業の進行管理、情報交換・意見交換等を行うことが重要です。

協議の場は、あらかじめ時期や招集方法を定めるなど、会議としてのルール化を図ることについても検討することが必要です。

ボランティア団体等と県との協働事業は、多様な主体が協働して地域の課題を解決する協働型社会の構築に役立つことを目指して実施するものです。

したがって、協働事業の相手方のボランティア団体等以外にも様々な主体が様々な形でその地域課題の解決に関わることができるようにすることが大切です。

そのためには、協働事業の相手方となるボランティア団体等と連携をとり、事業の実施段階から、協働事業の内容やボランティア団体等と県のそれぞれの役割などの情報を県民に提供するなど透明性を確保することが大切です。

<例示として、基金 21 の点検項目を整理し記載>

7 相互評価・評価の結果の公表

条例では、ボランティア団体等と県が協働事業を行ったときは、相互に評価を行うよう定めています。

協働事業の質の向上を図るため、また、ボランティア団体等と県との相互の理解及び信頼を一層促進するため、協働事業を行ったときは、**それぞれが**自己評価するとともに、率直に相互評価を行うことが重要です。

条例では、まず、当初設定した目標が達成できたか、県民のニーズに効率的・効果的に対応できたか、協働することで、単独で事業を行うよりも成果があがったかなど、事業の成果について相互に評価を行うこととしています。

さらに、事業の進め方について検証するため、事業の企画立案・実施の各段階において対等な立場で協議ができたかといった協議の状況や、役割分担は適正だったかといった役割分担についても評価を行うこととしています。

また、評価の結果については、遅滞なく公表することとしています。

評価の結果の公表は、透明性の確保の観点から**重要です**。評価の結果の公表により、ボランティア団体等と県は、双方の県民への説明責任を明確にすることができます。また、ボランティア団体等の社会的信用の獲得につながるるとともに、同じ課題に関心を持つ県民や他のボランティア団体等の参加を促すきっかけにもなると考えられます。

さらに、より一層、協働事業の質を高めるためには、第三者からの意見を聴くことも有効であり、協働事業の実施状況や相互評価の結果をNPO協働推進課が取りまとめ、一覧性のある形で公表するとともに、多様な主体で構成する「**かながわ協働推進協議会**」に報告し、意見をいただくこととしています。あわせて、公開による事業報告会を開催して、他のボランティア団体等や県民の方々から意見をいただき、成果を共有する機会を設けることとしています。

評価結果は、事業継続の適否の判断に活用するとともに、事業を継続する場合は、その後の事業展開の見直しのために活用します。また、事業を継続しない場合であっても類似事業の実施に当たって活用することができます。

Q & A

Q34 相互評価はどのように行えばよいのでしょうか？

A34 評価の方法は、評価シートを作成し、シートに互いに相手方を評価する項目を設けることや、事業の規模等によっては、反省会を開催し、率直に意見交換等を行い、その結果を記録に残すような簡便な方法も考えられます。必ずしも書面による必要はなく、電磁的方法による作成を含みます。

Q35 公表の方法は、書面によらなくてはならないのでしょうか？

A35 必ずしも書面による必要はなく、インターネットや掲示板における掲示、刊行物の発行等によるものを含みます。

Q36 相互評価はどの時期に行えばよいのでしょうか？

A36 評価を行う時期については、一般的には、中間評価と事後評価が考えられます。まずは事業終了後に行う事後評価を行うことが必要ですが、必要に応じ、中間評価を行うことも検討します。

IV 条例の推進

1 協働の状況等の公表・意見の反映

県民の生活の向上に向けて、ボランティア団体等と県との協働により、地域の課題をより効果的に解決していくためには、施策等にボランティア団体等をはじめ、県民や事業者等の皆さんの意見を反映していくことが必要です。

条例では、ボランティア団体等と県との協働の状況や施策の実施状況を公表するとともに、施策にボランティア団体等、県民、事業者等の皆さんの意見を反映することができるように必要な措置を講ずることを定めています。

また、5年ごとに条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるといった条例の見直しに関する規定を設けています。

2 庁内の推進体制

県では、ボランティア団体等との協働を積極的に進めるため、各局等における協働の推進及び連絡調整を行う「協働推進者」を設置するとともに、協働推進者等で構成する「NPO等との協働に関する庁内推進会議」を設置しています。

また、各所属における情報収集・提供等の実務面での業務を担う「協働推進実務担当者」を置いて、協働の推進を図っています。

NPO協働推進課は、庁内において中心的な役割を果たす総合的な相談窓口として、協働に関する相談受付・支援や、関連情報の提供、研修等を行います。

